

## 第1回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】平成28年7月27日（水） 午前10時00分～午前11時50分

【開催場所】佐賀市役所 2階 庁議室

【出席者】（50音順、敬称略）

（委員）

荒牧軍治、井上亜紀、小城原直、香月道生、下村律子、高原陽子、田中咲千子、徳永浩  
（事務局）

眞崎市民生活部長、鶴協働推進課長、北御門協働推進課副課長、無津呂主査、酒井主査、  
井本主査、堀主事

【公開又は非公開の別】公開

【傍聴者】なし（別途報道関係者2名）

【議事概要】

- 1 開会
  - 2 委嘱状交付
  - 3 あいさつ（秀島敏行佐賀市長）
  - 4 委員長、副委員長選出
    - ・互選により荒牧軍治委員を委員長に選任。
    - ・委員長の指名により、小城原直委員を副委員長に選任。
  - 5 諮問
    - ・市長が佐賀市まちづくり自治基本条例の運用状況及び見直しについて委員会へ諮問。
  - 6 委員長、副委員長あいさつ
  - 7 委員自己紹介及び事務局紹介
  - 8 委員会の公開について 資料1 3ページ  
事務局 資料1の3ページに沿って会議の公開について説明。委員から承諾を受ける。
  - 9 第1回審議事項
    - (1) 条例制定までの経緯及び概要について 資料1 4～6ページ  
事務局から佐賀市まちづくり自治基本条例の概要及び制定までの経緯について、DVDを上映後、資料に沿って概要を説明。  
併せて、自治基本条例調査特別委員会からの報告事項について説明。
    - (2) 条例制定後の取り組みについて 資料1 7、8ページ  
事務局から自治基本条例制定後、条例関係で取り組んできた内容について、資料に沿って説明。
- （委員長）
- 条例の市民の認知度はどのくらいか。
- （事務局）

平成28年度の市民意向調査の結果では「内容まで知っている」1.4%、「ある程度知っている」9.8%、「聞いたことがある」27.2%であった。

(委員 A)

地域で講話をしても条例そのものをご存じない。自分たちがまちづくりの担い手になるという感覚もないまま来ているところがある。ただ、お話しすると、割と皆さん興味示したりされる。

(委員長)

公民館等に集まれる方自体が、もう既にある程度まちづくりか何かに参加するという意思がある人たちだと思う。

(委員 A)

地域に参加していこうという意識も、地域ごとの差をすごく感じる。

(委員長)

考え方によっては、条例そのものを知らなくても、みんなでまちをつくるのが分かっていると思う。

(委員 A)

いろんな意味で自分が協働に参加されていることを知らないということなので、もう既にやっていますよと言っていくことも必要だと思う。

(委員長)

私は企業の受け取り方が弱い感じがするが。

(委員 B)

CSR活動はどの企業も行っているが、それが条例とうまくリンクしていないのだと思う。

(委員長)

ということは、企業にとっては地域と何か一緒にやろうというところまでは来ていると。

(委員 B)

そうですね。全体として見ればよくやっていただいているとしても、個別の案件ではなかなか動きが鈍いというのもあるので、佐賀市の場合、この条例があって積極的にやっていますよと言えば、また取り組み方が違ってくると思う。

(委員長)

むしろ、こういうのを使ってどんどん参加してくださいと言っていくことが大事と。

(副委員長)

企業に対して、出てきてくださいよという呼びかけがまだ足りないと思う。だから、地域でやるときにどうやってそういう企業を取り込んでいくかが課題となっている。

(委員長)

我々NPO法人もあんまり企業に行かないですね。あまり反応がないのだろうと思い

込んでしまっているところがあるかもしれない。

(委員 C)

せっかくできた自治基本条例とかを一般の市民の方々にこういう条例がありますとか、まちづくり協議会というのは何だろうとかを説明するのに、このマンガ版のパンフレットだったら、自分たちにもできるのではないかというふうな気持ちで見てもらえるのではないかと実感している。子ども向けだが、一般の市民向けにもいいと思う。

(委員 D)

私もマンガ版パンフレットは、一般市民向けで十分だと思う。出前講座のことだが、私も地域で話をさせていただいたが、ちょっと耳に入れた成果としては、他の委員の話をお聴講された地域で、この夏から地域のお年寄りが主体になって、1泊2日とか2泊3日の日程で公民館での合宿を始められたそうで、そういう成果も入ってきている。そのときに、お風呂を地域にもらいに行ったり、お寺で座禅をしたりという、おもしろいことをされ始めた地域が出てきたそうだ。

(委員 A)

資料1の8ページの「条例推進のための体制づくり」の(6)、副課長級の方々が各課において協働推進員をされているということだが、これは具体的に何をどうされているかを教えていただきたい。

(事務局)

協働推進員については、平成26年度から設置をおり、この協働推進員が協働についての研修を受け、市職員全員が条例を理解するために、協働推進員が自治基本条例の発信者になり、共有するための柱になって動いてもらっている。あとは協働推進窓口制度ということで、例えば、NPOの団体とかから、こういう課題があって、こういう問題を解決したいと窓口にご相談にお見えになったときの窓口機能を果たしていただいている。

(委員 E)

私は8ページの「条例推進のための体制づくり」、(2)「地域コミュニティウェブサイト「つながるさがし」の構築」のところのことをお尋ねしたい。佐賀市報が結構大好きで見せていただいている。いろんな情報が載っているのも、楽しみにしているが、「つながるさがし」というのを初めて知った。結構、SNSを活用させていただいているが、これはもう発信をされてあるということか。それと、例えばコミュニティがあれば、そこに登録ができるとか、そういう情報の交流ができるとか、どういう中身になっているのをお尋ねしたい。

(事務局)

「つながるさがし」はすでに発信している。まちづくり協議会設立のタイミングで「つながるさがし」というウェブサイトを構築しているが、平成26年に協働推進課を設置したタイミングで、公民館のホームページや市民活動プラザのサイトも全て見られるように統合した。

(事務局)

少し補足をすると、この条例の中の佐賀市の一番特色のある活動の地域コミュニティづくりということで、おおむね小学校区単位でまちづくり協議会というのを各校区でつくっていただいている。そのまちづくり協議会のほうでどういう活動をされているかというのを、主にその校区の住民の方や佐賀市内、佐賀市外も含めたところで情報発信するために、「つながるさがし」というウェブサイトで地元の協議会の構成メンバーの方に記事も書いて情報発信をしていただいている。

あと、市内の公民館で行われているさまざまな講座であるとか、公民館で行っている行事、その他の情報発信も同じく「つながるさがし」というウェブサイトの中に、校区公民館のページも置いている。

あと、「協働推進課の設置」というところに書いているが、まちづくりの主体が市民ということで定義した場合に、一般の住民の方、企業、市民活動団体もまちづくりの主体となる市民という位置づけをしている。そういうところもあり、協働推進課の中には、主に市民活動をされる方の支援や、市民活動の推進を図っていく市民活動推進係をつくっている。

また、その市民活動の推進を図る市の施設ということで、協働推進課が入っている白山の商工ビルの7階に市民活動プラザという施設をつくっており、ここで行っている色々な活動の情報発信をするサイトも「つながるさがし」に設けて、フェイスブックとホームページと両方のサイトを運営している。この3つ、市民活動プラザ、まちづくり協議会、それと公民館、この情報発信を1つのサイトにまとめて、まちづくりに関する情報を集めて、そこで発信していこうという取り組みが「つながるさがし」の構築ということで捉えていただければと思う。

(委員長)

ほかに何か質問、御意見ありませんか。

ここは、市議会が一番気にしていたところで、勝手に自治基本条例をつくっているが、それがどれぐらい広まるのかと。結構真面目にやっていると思う。我々もつくったものの、一定広まってくれたらいいと思っていた。

ただ、真面目にどれぐらい啓発運動をやったかを市議会でチェックしておかないと、検証委員会の仕事をさぼっていることになるので。

(委員 F)

2つあるが、1つは、8ページの(3)の「参加と協働をすすめる指針」というのは一体何かなということと、もう1つは、先ほど委員さんの御発言に対して、協働推進員の仕事のところで、市民の方の問い合わせが色々な所にあるという話だったが、どういう問い合わせがあっているのかを教えてくださいなと思っただけです。

(事務局)

指針につきましてお答えいたします。

協働を進めるための指針を、この自治基本条例ができる前に、市民活動推進課の市民活動推進係が、主にNPO団体同士の協働を進めるところを意識した、協働を進めるための指針をつくっていた。自治基本条例では、一市民が動きやすい条例にしておくために、協働は団体を概念に置いたものではなくて、市民を概念に置いた条文であるものとなっている。そういった意味からも、それまでの「参加と協働をすすめる指針」の中では、団体と団体の協働というような受けとめ方をされるような取り扱いだったものが、この自治基本条例の理念に基づいて市民が協働をとというようなところも盛り込んだものとなっている。

もう1つの問い合わせについては、自治基本条例が制定されたと聞いているが、市職員はどの程度理解しているのか、また、市民にもいい条例ができたなら、もっと発信していかなければならないのではというような、苦言も含めたところでの問い合わせは幾つか届いている。

(委員長)

多分、具体的に協働をやろうとすると、担当課のほうに行くと思うが、片一方で仕事が増えるから協働なんかしたくないという変な職員もいると思う。だけど、それは誰かがちゃんと担当して、佐賀市の職員にとって協働は原則だから、一緒に向こうが言ってきたら何かお手伝いしますとかいうことは必要だと思う。

(事務局)

ありがとうございます。行政側としても、予算も減っている、人員も減っているという中で、多様なスキルを持っているいろんな主体と一緒に仕事をしていくという発想は、現代の世の中ではもう欠かせないものとなっている。そういった意識を職員自身が醸成していくということが必要ということで、協働推進の研修等もやっているし、お客様お見えになったときには、そういう視点で、ある意味どっちにもメリットがあるものだという認識で仕事をしていくということが必要かというふうに考えている。

(委員 F)

先ほどの質問の趣旨としては、例えば、もう既に市民の方から、「こういうことをやりたいけれど、市も一緒にやってくれないか」というような問い合わせがあったのかと思ったが、そういうのが動いたというのは、まだこれまでのところはないのか。

(事務局)

市民からの問い合わせがあったかについては、各課にこの自治基本条例ができたことによって、事業の内容について一緒にやりませんかとかいうことが、各課に届いているか別途調査をしているが、今持ち合わせている実績としてははない。

### (3) 条例の検証の進め方について 資料1 9～11ページ

事務局から条例の検証の進め方について、検証の根拠、ポイント、スケジュールについて資料に沿って説明。全条文1条1条を見ていくやり方ではなく、各章のポイントと

なる条文に絞った議論の進め方を提案。第2回の検証委員会では条文改正の可否等について事前に条文検証確認票にて意見を頂戴し、委員長と事務局で次回の審議内容を整理させていただく。

(委員長)

6回の委員会の予定がされているが、これは必ずしも6回に限る必要はないわけで、審議の内容によっていろいろ動いていって構わないと思う。

第3回と4回との審議内容は空けてあるが、我々がやってきた経験から言うと、一番大きな、いわゆる佐賀らしさというところで第23条の地域コミュニティ活動と第25条の子どもへのまなざしを置いたわけで、それを置くに当たっては、60ぐらい出てきたキーワードを全部ごっそり削ってしまって、小さな子どもたちへの教育あるいはまなざしといったものと、地域コミュニティの話だけを選んだ。それは前に委員をされていた方々、今度新しくなられた方々も、少しずつ考え方が変わったかもしれないし、つけ加えたほうがいいと思われることがあるかもしれないと考えた。そこで3、4回目の内容は皆さんたちから意見を聞いた上で考えたいと思う。

2回目の審議内容は、例えば、第21条の住民投票というのがある。住民投票を入れるかどうかについては、相当悩んだ。だから、これをもう一回見直してみて、この言い回しや書き方が妥当であるかというのは、私個人としては気になっている。委員皆様もそれぞれの立場で、違った条文について、ここの書き方はとかということがあると思うので、それをまず上げていただいて、第2回目のところで、その全体の分布を知った上で進め方を考えていければというふうに思うので、条文検証の確認票を出していただいて、皆さんの意見を求めたらどうかというように考えた。

だから、進め方については確定しているわけではなくて、皆さんと議論しながら、これからどういうやり方でやっていくかということ、まずは条文のところだけを見ていただいて、あと、3回目、4回目はある意味で自由に皆さん方の意見を参考にしながら議題を決めていきたいというふうに思う。最終的には、何らかの答申案を出さなければいけないという役割を担っているんで、そのことについて最後の5回目、6回目、あるいは7回目、8回目になるかわからないが、そういう形で終わりにしたいというふうに思う。一応後ろが決まっているわけではないが、大体1年ぐらいでということになっているので、御協力をお願いしたい。

(委員A)

よければ、この条文検証確認票はデータでもらうと非常に打ち込みが楽なので、後ほどメールでいただきたいと思う。

(委員長)

同意見だ。紙で書かれると書きたくなるので。皆さん大体それでよければ、紙の分と、それから電子的なもの2つお配りいただきたい。

(事務局)

では、第2回目の委員会までに資料の準備をさせていただき都合上、9月の頭ぐらいまでを期限にして、この後、事務局から皆様にこの確認票をデータと郵送で送付するので、一度条例や逐条解説に目を通していただいて、議論のポイントとしたい条文のリストアップ、または気になる条文に対しての御意見などを記入して事務局へ返信いただきたい。

(委員長)

先ほど言い忘れたが、佐賀市の職員に啓発するとき、自分たちは佐賀市の職員、担当課の職員であると同時に住民でもあるので、両方働くよう、自治基本条例をつくる時に相当言っていたつもりなので、自治基本条例を職務として伝えるということ以外に、自分たちが住んでいる所でもちゃんと働くよう強く言っておいてほしいと思う。

そのうち必ず自治会長さんお願いしますって絶対言われるから、覚悟してから暮らしていくようにと。ぜひ積極的に。特にリタイヤした人は一番使い道のある人なので、そういう人間に育ててほしいと。

単位自治会の自治会長さんは、もうなり手がなくて困っている。私が住んでいる地区にはもともと古い集落があって、後から来た人は自治会長を古い人たちがやるものだと思込んでいる。そうすると、だんだん今度は離反が始まる。新しく来た人でやれというふうにしても、いろんなどきの寄り合いでは、何か気が引けるのかわからないが、大体古い人たちが積極的に参加される。そういうときに必ず佐賀市の職員が狙われるから、そのときに、ちゃんと素直に「はい」とやってやるような人材に育つこと。そういうことも言っておいてほしい。大学の先生たちとかも、結構頑張っているから。

大学の先生にお願いしたいのは、佐賀市には若者たちは大学にしかない。みんなどこかに出ていってしまっていて、こっちに残っているのは大学生なので、もっとまちに出てきてほしい。そういう人たちがどんどんまちに出てくれるようになってくると、佐賀のまちにも若者が動き出すんじゃないかと期待している。

(副委員長)

この啓発活動だが、まちづくり協議会というのが、32校区のうちに、今23ある。あといくつかやりそうなところがあったと思うが、大体26年度から全校区にまちづくり協議会をつくるという約束になっていた。それが結局頓挫してしまっている。この辺が私は理解が全くできない。

私は自治会でずうっと言い続けた。26年度からは全校区になるので、全部手を挙げてやりましょうとって一生懸命啓発していたのだが、こういうふうな形になったというのに非常に憤りを感じている。

それと、このまちづくり協議会が23できていて、この基本条例にのっとってやっているのだということをみんな知らない。だから、結局五十何%も全く知りませんとなっている。一緒になってやっているが、そういうふうな説明がない。だから、この3年間は、

市の職員の方が手を挙げたところに指導に行って、まず、組織からつくり始めた。何かもっとうまくできなかつたのかと思う。

だから、そういう意味でも、何かつくれ、つくれと言われても、下から上がったことじゃないから、会議ばかりだと何かみんなが疲弊していく。そういうのではなくて、私の校区は、下から上がってきたやつで、このまち協をつくれと言われる前に、既にふれあい協議会というのをつくっていた。しかし、26年度までに全校区でまち協を立ち上げるというから受けたが、先ほど委員さんが言われたとおり、やっぱり条例を知らないままやっているというのが多いと思う。だからこうやってまちづくり協議会ができていくんだと条例の中に全部書いてあるので、それを絡めて啓発活動していただければ、皆さん、もっと広く行き渡るのではないかなと思う。

(委員E)

実は、副委員長がおっしゃったとおり、私もコミュニティでボランティア活動や、ユニセフの活動とかさせていただいているが、それが条例に自分もかかわっているということを知ることになって、ちょっと誇りを持ったような感じがした。

私も子どもがいるが、子どもたちにいろんなことを伝える中で、そういう活動が条例につながっているということ、大人が知らないということが多いなということも感じる。あと、私、条例の何を知っているんだろうということを思い出したときに、まちで「このまちはゴミを捨てるのは禁止。条例で決まっている。」という看板を何度も目にしていて、ああ、条例でこういうふうになっているんだと。条例イコール身近に感じていたのだが、子どもたちがこれから大きくなっていくときに、自分たちがかかわっているということ、をどんどん知っていくというのは、すごく奉仕の心だとか、感謝の心につながっていくんじゃないかなというのを感じている。知らないでかかわっているということがたくさんあるのだなというのを感じるので、そういうところから、もっとかかわっているよというのを言えるような大人になっていきたいなと感じた。

(委員長)

先ほど副委員長が言われたように26年度にまち協が大体全校区ででき上がるはずだったのかという、その大体経過がわかるか。

(事務局)

まちづくり協議会の地域コミュニティ活動は、自治基本条例が制定される以前からの活動でやっていた。これが平成22年度からの取り組みで、23年度からモデル事業として校区でやってみてはどうだろうかということで、外部の協議会のほうからの御意見もいただいて、取り組んだ事業。

23年、24年、25年と3年間、モデル事業をさせていただいた後、これについて、もう一回外部の委員さんたちに検討委員会をつくっていただいて、この扱いをどうするか話をしていただいたのが25年だったかと思う。

そのときに、このまちづくりの活動、最終的にまちづくり協議会という組織をつくっ



て、それをもとにその地域での課題解決、それから、いろんなまちづくりの活動を住民主体で行うという手法を全市に広げたほうが良いと提言をいただき、たしか26年度から全市域で、市内のおおむね小学校校区全部でこれを取り組むということで、佐賀市の方針としたところである。

おおむね26年から5年ぐらい、大体平成30年ぐらいをめどに、全校区で立ち上げられるような形を目指そうかというようなお話になっていたかと思う。

ただ、どうしても、先ほど副委員長のほうからもお話があったとおり、この地域の活動というのが、住民の方がやろうという気持ちになっていただかないで、組織だけつくってしまうと疲弊してしまうし、何のためやっているんだという気持ちがどうしても出てきて、後が続かないというのもある。あと10校区ぐらいのところ、立ち上げについて相談中で、一応全市でコミュニティ活動ということで、まちづくり協議会という組織をつかって、既存の自治会やPTA、老人クラブ、子ども会、青少年育成協議会とか、婦人会などが横で連携をとって、その団体を構成員とするまちづくり協議会というのを立ち上げて、いろんな総合的なまちづくりの活動を行うという市の方針を持っている。ただ、その地域住民の方が、じゃあ、やりましょうと声を上げていただかないといけない。もうやることで決まっているので、つくってくださいと言ってつくってしまうと、うまくその活動が理解されないまま進むことになり、それはよろしくないだろうということで、若干でき上がりがずれ込んできている状況である。

(委員長)

佐賀市がやっているのが、地域コミュニティ活動の柱に据えたのがまちづくり協議会だと思うので、これは多分1日フルに使ってでも議論して、これは何でうまくいかないんだろうとか、うまくいったところのいい話はないかとか、その辺の検証を少しずつチェックしていけばいいかなと思う。

悪いところばかり言うと気合いが入らなくなるから、うまくいったところは何でうまくいっているのだろうというところを議論したい。僕は参加した中で一番成果を上げたのは、何とんでも世界のラムサール登録に成功した東与賀まちづくり協議会だと思う。やっぱりあれだけのものをやってのけるというのには、すごくリーダーシップも要っただろうし、思想も要っただろうし、それから、何とんでも長い間培われてきた地元の住民の人たちの地道な活動、それがないと絶対にうまくいかない。

だから、ああいうところに学ぶべきだなあと、自分たちのところの財産何だろうというふうな1個ずつ拾い上げていかなきゃいけないだろうなと思う。そうすると、彼らは自信を持ってやっているから、子どもたちが何か生き生きして、この間あそこでやったラムサール登録の記念のときでも、子どもたちが何かものすごくうれしそうに踊っていたから、そういうのをちょっとまねしよう。多分1日かけて議論する中身かなと思うので、うまくいかないところと、うまくいっているところを両方検証してみたい。ちょっといろいろデータもまた教えてもらえればありがたいと思う。

(委員C)

先ほどからまちづくりについて、副委員長が憤りを感じておられる校区の一人だ。

第1回の準備委員会がやっと始まって、私もその準備委員の一人に入れていただき、今までも立ち上げのときから私自身は本当に責任を感じていた。

どうしてだろうと、本当に私一人が思っただけでもどうしようもないことだったし、自治会の方たちも受け入れていただけなかったから。それで、まちづくりに代わるものを私たちが頑張っていこうということが、今の活動につながっている。だから、まちづくり協議会がなくても、その基本となるものは、私たち、自分たちの手でつくり上げてきたつもりでいる。それはもう本当に自負できるものと思っているが、やっとまちづくり協議会に一步踏み入れることができたので、ちょっと私も佐賀市並みについていけるように、危機感を持ちながら、今、皆さんと一緒になれば何とかかなという思いで意見も述べさせてもらっている。

だから、私は準備委員会のメンバー、自治会長さんたちも、まち協って何ぞやというところからひもを解かなくてはいけないから、一人一人の力と考えで私たちも、憤りが「いき」ぐらいで止まるくらいに頑張っていきたいと思っているので、今、委員長がおっしゃったように、いいところ、デメリット、メリットあると思うが、学びながら私たちも地域に生かしていけたらと思うので、何かきょう、私、夢と希望をもらったみたいな気がしている。

(市民生活部長)

今、委員長、副委員長初めいろいろ御意見いただいたところで、私どもも、先ほど事務局から申しあげましたように、現在まちづくり協議会が立ち上がった所が23ということで、30年度までには全校区にという目標を持って進めている。鋭意、各地区に入っていくって、趣旨説明、あるいは先ほど委員長がおっしゃられたが、様々な成功事例を紹介させていただきながら進めていくと、やはり地域の皆様方、「ああ、それならばつくってみたいといけないね」「いいね」というふうな意見もいただいているので、この会議の場で、先ほど委員長がおっしゃられたように、成功事例とか、ちょっと課題になるような分についても、私どもとしても、これから推進していくときに、フィードバックさせていただきながら進めていければ、目標をきちっと達成できるのではないかと考えている。貴重な御意見、ありがとうございました。

10 事務局連絡事項

第2回自治基本条例検証委員会は9月30日（金）15時から佐賀商工ビル共用大会議室で開催。委員の皆様へは改めて通知する。

11 閉会